

要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用 途	規 模	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル又は旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物		階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物